

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	変更種別	第3期中期目標（案）	ページ
前文		前文	3
第1 中期目標の期間		第1 中期目標の期間	5
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	5
1 医療サービスの向上		1 医療サービスの向上	5
(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供		(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供	5
(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供		(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供	6
(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応		(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応	6
(4) 救急医療への取組		(4) 救急医療への取組	6
(5) 災害拠点病院としての災害への取組		(5) 災害拠点病院としての災害への取組	7
(6) 小児医療への取組	移動及び変更 繰下げ	(6) 感染症指定医療機関としての感染症への対応	7
(7) 地域包括ケアシステムの推進	繰下げ及び変更	(7) 小児医療への取組	8
(8) 感染症への対応	移動 新規	(8) 在宅医療及び地域包括ケアシステムの推進	8
2 医療提供体制の整備		9	9
(1) 優秀な医療スタッフの確保	変更	(1) 医療提供体制の強化に向けた医療従事者の確保	9
(2) 医療スタッフの専門性・医療技術の向上	変更	(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上	9
(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践	新規	(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践	10
3 患者・住民サービスの向上		(4) 医療DXの推進	10
(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組	統合	3 患者・住民サービスの向上	11
(2) 利便性及び快適性の向上	統合	(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組	11
(3) 健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動	繰上げ及び変更	(2) 健康増進への取組	11
(4) 病児保育への取組	繰上げ	(3) 病児保育への取組	12
4 地域医療連携の強化		4 地域医療連携の強化	12
(1) 地域医療機関、かかりつけ医との連携（2人主治医制）	変更	(1) 地域のかかりつけ医との連携による2人主治医制の推進	12
(2) 地域医療支援病院としての取組		(2) 地域医療支援病院としての取組	13
5 信頼性の確保		5 信頼性の確保	13
(1) 医療安全対策等の徹底		(1) 医療安全対策等の徹底	13
(2) 法令、行動規範、病院理念等の遵守		(2) 法令、行動規範、病院理念等の遵守	14
(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組		(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組	15
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項		第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	15
1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築		1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築	15
(1) 効率的な運営及び管理体制の確立	分化	(1) 効率的な業務運営の推進	15
(2) 事務職員の職務能力の向上	分化	(2) 目標管理の徹底	16
2 勤務する職員に魅力ある病院づくり	分化	(3) 内部統制の強化	17
(1) 意欲を引き出す人事給与制度の整備	分化	(4) 事務職員の職務能力の向上	17
(2) 職員満足度の向上	変更	2 勤務する職員に魅力ある病院づくり	18
(3) 働き方改革への取組	変更	(1) 意欲を引き出す人事評価制度の運用	18
第4 財務内容の改善に関する事項		(2) 職員満足度の向上	18
1 経営基盤の構築		(3) 職員が健康で安心して働く勤務環境の整備	19
		第4 財務内容の改善に関する事項	19
		1 経営基盤の構築	19

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	変更種別	第3期中期目標（案）	ページ
2 収益の確保と費用の節減		2 収益の確保と費用の節減	20
3 計画的な投資と財源確保		3 計画的な投資と財源確保	21
第5 その他業務運営に関する重要事項		第5 その他業務運営に関する重要事項	22
1 環境問題への取組		1 環境問題への取組	22

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>前文</p> <p><u>地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、2018年（平成30年）10月1日設立以来、「地域の中核病院として患者中心の良質な医療を提供する」を理念に掲げ、地域において急性期医療を担う中核病院として、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、周辺の高度医療機関、さくらがわ地域医療センターや地域の医療機関等との機能分担や連携を図り、地域医療を支えてきた。</u></p> <p><u>第1期中期目標の期間中、法人においては、救急受入体制の強化、新型コロナウイルス感染症への対応、筑波大学附属病院・自治医科大学合同茨城県西部地域臨床教育センターによる医学生や臨床研修医等への支援・指導、関係機関との連携等による地域医療支援病院の承認など職員一丸となって地域医療提供体制の整備に取組み、再編統合前の地域医療の状況を改善する成果を上げることができた。</u></p>	<p>前文</p> <p><u>地方独立行政茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、平成30年（2018年）10月1日に設立され、地域医療の向上に取り組み、法人が運営する茨城県西部メディカルセンター（以下「西部メディカル」という。）では、「地域の中核病院として患者を中心の良質な医療を提供する」という理念のもと、地域の第二次救急医療や急性期医療を担っている。</u></p> <p><u>また、筑西診療所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を拠点とした在宅医療や介護サービスの提供も行ってきた。</u></p> <p><u>法人全体で地域住民に安全で質の高い医療を提供することを目的とし、高度医療を実施する医療機関や、さくらがわ地域医療センター、地域の医療機関との機能分化及び連携強化を推進し、地域医療の充実を目指してきた。</u></p> <p><u>第2期中期目標期間（令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）まで）において、西部メディカルは、第1期中期目標期間（平成30年（2018年）10月から令和3年度（2021年度）まで）に引き続き、第二次救急医療機関、地域医療支援病院、地域災害拠点病院、在宅療養後方支援病院等としての役割を担い、救急受入体制の強化、新型コロナウイルス感染症への対応、能登半島地震における被災地支援、筑波大学附属病院・自治医科大学合同茨城県西部地域臨床教育センターにおける研修医等への支援、地域の医療機関との協力体制の構築を図るとともに、新たに第二種感染症指定医療機関に指定され、二類感染症等への対応や、新興感染症発生・まん延時における医療提供に寄与することとなつた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「前文」の記載内容について、他事例をみると、明確な決まりはないと思われるが、独立行政法人国立病院機構中期目標（第5期）によれば、「1 法人の使命」、「2 法人の現状と課題」、「3 法人を取り巻く環境の変化」と体系化されている。そのため、これを基本的な体系として記載していく。</li> <li>○ 第2期の前文では、主語が、書き出しは法人であったが、途中から茨城県西部メディカルセンターになり、混同がみられる。</li> <li>○ 「地域の中核病院として・・・を提供する」とい理念は、茨城県西部メディカルセンターのものであり、筑西診療所等のものではない。</li> <li>○ 厚生労働省は「機能分担」や「高度医療機関」という表現を使用していない。似た表現で「機能分化（地域医療構想の文脈で使用）」や「高度医療を実施する医療機関」という表現を使用している。</li> <li>○ 意識的な表現にならないように、現在担っている主な役割を明記した上で、現状の取組を記載した。</li> </ul>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>しかし、目標とする医療人材の確保には至らず、医療提供体制の整備が遅れている状況で、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、医業収益が計画を大きく下回るなど経営は極めて厳しい状況になっている。一方、茨城県地域医療構想においては、政策医療について公的病院等が適切に救急医療等を提供していくよう民間医療機関との相互協力体制を強化し、地域医療の充実を図るとともに、急性期医療の提供体制の充実や在宅医療等の需要増への取組の推進が求められている。</p>	<p><u>筑西診療所は、機能強化型在宅療養支援診療所として、訪問診療及び訪問看護の充実を図るとともに、在宅医療連携グループの拡充により、地域包括ケアシステムの構築に努めた。</u></p> <p><u>また、新たに健診センターを整備し、令和7年度（2025年度）から運用を開始したことで、地域の住民の健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動を推進した。</u></p> <p><u>しかし、西部メディカルの開院以来、課題となっている許可病床をすべて稼働させることについては、医療人材の確保が十分に進んでいないことから、医療提供体制の構築が遅れている。この状況で、新型コロナウイルス感染症への対応に係る補助金等が終了した令和5年度以降は、経常収支比率や医業収支比率が計画を大きく下回り、病院経営は極めて厳しいものとなっている。</u></p> <p><u>また、筑西・下妻保健医療圏は、医師少数区域に分類され、医師の確保が必要とされる状況で、人口減少及び高齢化の更なる進展により、医療需要や疾病構造の変化に対応することが求められている。こうした背景から、筑西・下妻地域医療構想における検討事項や、新たな地域医療構想を踏まえ、地域の関係機関との連携を強化するとともに、二次保健医療圏単位では十分な医療サービスを提供できないものについては、より広域的な視点から新たに設定された県南西医療提供圏域の趣旨を踏まえ、医療機能の集約化及び各医療機関相互の連携強化が必要とされる。</u></p> <p><u>さらに、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者等が不足するとともに負担が増加する中、医療サービスの効率化や質の向上に向けて、医療DXを推進することが求められている。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主な経営課題として、(1) 医療人材の不足により、すべての病床を稼働させることができず、十分な収益を確保することができないこと、(2) 物価高騰の影響はあるものの、経費（委託費）等の費用の節減が十分でないことが考えられる。</li> <li>　　よって、第2期の前文にある「医業収益」のみに着目せず、「経常収支比率」及び「医業収支比率」に着目して、課題として記載した。</li> <li>○ 法人を取り巻く環境の変化として、当地域の人口動態に基づき、医療等の需要等が変化することに言及した。</li> <li>○ 茨城県地域医療構想のポイントは、(1) 令和7（2025）年における医療需要と、将来の必要病床数を病床機能区分ごとに示すとともに、(2) その実現に向け、5疾患6事業及び在宅医療に係る医療提供体制を検討するというもの。</li> <li>○ 筑西・下妻保健医療圏においては、急性期病床数は過剰とされており、不足している回復期病床（新たな地域医療構想においては「包括期病床」）への転換が求められている。</li> </ul>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>以上を踏まえ、市は、法人に対し、地域医療を基調とした臨床教育活動の支援を行うとともに、引き続き地方独立行政法人制度の強みを最大限に發揮し、市からの過度な繰入に頼ることなく持続的かつ自立的な経営基盤を構築し、地域の中核病院として、救急、災害時対応等の公共性の高い医療を提供することを求める。あわせて、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議へ参画し、茨城県及び筑西保健所と十分に連携し、機能分担による病床機能については地域の医療ニーズを踏まえた医療提供体制の整備を行い、地域医療構想との整合を図るものとする。</p> <p>また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、周辺の高度医療機関や地域の医療機関等と連携を図り、より安全で質の高い医療提供体制を構築し、住民の健康の維持・増進に寄与するため、ここに第2期中期目標を定める。</p>	<p style="color: red;">これらのことから、西部メディカルは、引き続き地域の中核病院として、救急医療、災害医療、感染症への対応など、公益性の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関や、高度医療を実施する医療機関と、より広域的な機能分化・連携強化を推進する必要がある。</p> <p style="color: red;">筑西診療所、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所は、今後見込まれる在宅医療の増加に向け、多職種連携を推進し、包括的かつ継続的な患者支援の体制構築に努める必要がある。</p> <p style="color: red;">健診センターは、疾病等の早期発見、早期治療に寄与し、住民の重症化予防や健康寿命の延伸にとって重要な役割が期待される。</p> <p style="color: red;">法人が、こうした役割を果たすとともに、持続可能な医療提供体制及び経営基盤を構築し、住民の健康の維持・増進に寄与するため、ここに第3期中期目標を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、令和6年度から、新たに県南西医療提供圏域調整会議が設置され、今後の医療ニーズの変化を踏まえ、主に高度医療に関して、より広域的な視点で医療機能の集約化及び各医療機関相互の連携強化を協議することとなった。</li> <li>○ 厚生労働省では「公共性の高い医療」ではなく、「公益性の高い医療」という表現を使用している。</li> <li>○ 第2期における「市からの過度な繰入に頼ることなく持続的かつ自律的な経営基盤を構築」とは、平成30年度に交付した繰出し基準に基づかない補助金、繰出し基準の基準外の金額、法第42条に基づく交付金を想定していると思われる。これらについては、見直しを図るため、第3期では、この文言を記載していない。</li> </ul>
第1中期目標の期間	第1中期目標の期間	
2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの4年間とする。	令和8年（2026年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの4年間とする。	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 医療サービスの向上	1 医療サービスの向上	
(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供	(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供	○ 開院当初からの病院理念である。

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
患者一人ひとりの訴えを傾聴し、インフォームドコンセントに基づいた心のこもった医療の提供を念頭に、患者中心の医療を実践すること。また、 <u>地域の中核病院として</u> 、常に医療水準の向上に努めるとともにリスクマネジメントの徹底や科学的根拠に基づく医療の実践等、安全かつ安心の医療を提供すること。	患者一人ひとりの訴えを傾聴し、インフォームドコンセントに基づいた心のこもった医療の提供を念頭に、患者中心の医療を実践すること。また、_____常に医療水準の向上に努めるとともにリスクマネジメントの徹底や科学的根拠に基づく医療の実践等、安全かつ安心の医療を提供すること。	○ 西部メディカルに限らない内容であるため、「地域の中核病院として、」を削除した。
(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供  入院や手術を中心とした急性期医療を安定的に提供するとともに、 <u>周辺の高度医療機関や地域の医療機関等と連携し、医療機能の分担を図ること。</u>	(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供  入院や手術を中心とした急性期医療を安定的に提供するとともに、 <u>地域医療構想や医療提供圏域の趣旨を踏まえ、高度医療を実施する医療機関や地域の医療機関等と、機能分化及び連携強化を図ること。</u>	○ 「急性期を中心に」医療を提供することは、地域医療構想や医療提供圏域の設定の趣旨を踏まえる必要がある。なお、茨城県地域医療構想については、令和8年度に予定されている第8次茨城県保健医療計画の中間見直しの際に、併せて見直され、西部メディカルについても、「急性期」機能の維持又は「包括期」への転換について検討される。
(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応  住民の健康を守るため、 <u>重要課題である</u> <u>上記疾病への対応を周辺の高度医療機関や地域の医療機関等と連携、役割分担し、専門的な医療の提供体制を整備するとともに</u> 、切れ目のない継続的な <u>治療</u> を行うこと。	(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応  住民の健康を守るため、 <u>広範かつ継続的な医療の提供が必要とされる</u> 上記疾病への対応 <u>については、高度医療を実施する医療機関との機能分化を図るとともに、地域の医療機関や他職種との連携を強化し</u> 、切れ目のない継続的な <u>診療</u> を行うこと。	○ 当該疾病について、急性期においては、特に高度な医療を提供することが求められており、この機能は、医療提供圏域で集約化することが必要とされている。  ○ また、急性期を脱した患者についても、回復期（包括期）、慢性期、在宅医療において、多職種が連携した、広範かつ継続的な支援が必要とされている。
(4) 救急医療への取組  <u>周辺の高度医療機関及び救急医療機関と連携、機能分担を行い、筑西・桜川地域において2次救急を完結すること。</u>  <u>また、2次救急医療機関としての役割を果たすため、周辺の高度医療機関や地域の医療機関、さくらがわ地域医療センター、その他消防等の関係機関と連携し、救急受入体制の強化を</u>	(4) 救急医療への取組  <u>第二次救急医療機関として、救急患者に24時間365日体制で医療を提供し、断らずに受け入れる救急医療体制の確保を推進すること。あわせて、より高度・専門的な救急医療機関、地域の医療機関及び搬送機関と連携し、地域の救急医療体制の強化に努めること。</u>	○ 第2期にある、筑西・桜川地域における第二次救急医療の完結や、当二次保健医療圏外に流出している患者を受け入れることについては、当地域医療の再編整備における課題であり、病院群輪番制病院やさくらがわ地域医療センター等の協力が不可欠なものであるとともに、法人に対する評価

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p><u>図り、さらに当2次医療圏外に流出している患者を受入れるよう努めること。</u></p>	<p><u>また、茨城県、メディカルコントロール協議会及び関係機関と連携し、新興感染症の発生・まん延時における救急搬送体制の整備に努めること。</u></p> <p><u>さらに、高齢化に伴う高齢者の救急搬送の増加に対応するため、関係機関と協力して、地域の救急医療体制の構築に努めること。</u></p>	<p>を行うことが困難である。一方、当該中期目標については、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人に対して指示するものであるため、断らずに受け入れる救急医療体制の確保を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第8次茨城県保健医療計画において、新たに、新興感染症の発生・まん延時における救急医療体制の整備が求められることとなった。</li> <li>○ 厚生労働省によれば、新たな地域医療構想について、令和8年度中に検討する予定とされており、急速な高齢化に伴う高齢者救急の受入態勢の強化が求められている。（各地域医療構想区域に、少なくとも1か所以上の高齢者救急等機能の整備が求められている。）さらに、救急受入から早期リハビリ、退院支援、在宅復帰までの、切れ目のない医療及び介護の連携強化が重視されている。</li> </ul>
<p><b>(5) 災害拠点病院としての災害への取組</b></p> <p>災害拠点病院として、設備や備蓄等を整え、災害医療訓練等を行い、災害時対応体制を強化すること。</p> <p>また、災害発生時に傷病者を円滑に受け入れ <u>DMA T（災害派遣医療チーム）</u> の派遣又は受入が迅速に実施できるよう、行政、医療機関、消防機関、地域住民等との連携を図ること。</p>	<p><b>(5) 災害拠点病院としての災害への取組</b></p> <p>災害拠点病院として、設備や備蓄等を整え、災害医療訓練等を行い、災害時対応体制を強化すること。</p> <p>また、災害発生時に傷病者を円滑に受け入れ <u>るとともに、災害及び新興感染症の発生時におけるDMA T（災害派遣医療チーム）</u> の派遣又は受入が迅速に実施できるよう、行政、医療機関、消防機関、地域住民等との連携を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度から新興感染症に際してのDMA Tとしての活動が、厚生労働省による日本DMA T活動要領の中に明確に位置づけられた。</li> </ul>
	<p><b>(6) 感染症指定医療機関としての感染症への対応</b></p> <p><u>感染症指定医療機関として、感染症患者に対して良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、周囲への感染症のまん延防止に努めること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第8次茨城県保健医療計画で新たに定められた「5疾病6事業及び在宅医療」における6事業目として、「新興感染症の発生・まん延時における医療」が追加された。</li> </ul>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
	<u>あわせて、新興感染症の発生・まん延時において、初期対応に当たるとともに、関係機関と連携して、患者の受入体制を迅速に確保すること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 西部メディカルが、令和6年4月1日付、第二種感染症指定医療機関に指定された。</li> <li>また、第一種協定指定医療機関として、新興感染症の発生・まん延時における医療提供を求められている。</li> </ul>
(6) 小児医療への取組  <u>小児救急体制の強化及び周辺の高度医療機関との連携により幅広い受入体制の構築を目指すこと。</u>  <u>また、小児の入院治療が可能な体制を地域の医療機関等と連携を図りながら充実させること。</u>	<u>(7) 小児医療への取組</u>  <u>小児患者に対する救急体制の強化に努めるとともに、より専門的な治療が可能な医療機関と連携して、幅広い受入体制の構築を目指すこと。</u>  <u>また、小児の入院治療が可能な体制を地域の医療機関等と連携を図りながら整備するとともに、継続的な医療的ケアを必要とする小児について、一時預かり体制を充実させること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省は「高度医療機関」という表現を使用しておらず、似た表現として「より専門的な治療が可能な医療機関」を使用している。</li> <li>○ 第8次保健医療計画において、継続的な医療的ケアを必要とする小児については、地域とのつながりが希薄であるとともに、家族の過重な介護負担が課題として指摘されている。</li> </ul>
(7) 地域包括ケアシステムの推進  <u>医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するため、行政、医師会、地域の医療機関、介護福祉施設等との連携を図り、在宅復帰支援の強化や訪問看護など患者のフォローアップや生活の安定を図ること。</u>  <u>さらに、訪問リハビリの実施などにより、地域の在宅医療サービスの充実や健康づくり、介護予防に寄与すること。</u>	<u>(8) 在宅医療の充実及び地域包括ケアシステムの推進</u>  <u>高齢化の進展により、在宅医療を必要とする患者が大幅に増加することを踏まえ、訪問診療及び訪問看護の充実、後方支援病床の確保、地域の医療機関や介護施設等との連携により、地域全体で患者を支えていく体制を整備すること。</u>  <u>また、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自らの暮らしを続けるため、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、多職種連携及び役割分担により、地域完結型の医療・介護提供体制の構築を目指すこと。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな地域医療構想では、急速な高齢化に伴う需要の増加を踏まえ、在宅医療を医療提供体制の中核的な要素の一つと位置づけている。</li> <li>○ 同じく、基本的な考え方として、「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関等の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築する必要があると方向付けている。</li> </ul>
(8) 感染症への対応  <u>新型コロナウイルス等の新たな感染症といった公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合、行政や関係機関等と密に連携し、積極的に病床確保に努めるとともに、感染拡大期には、迅速かつ的確に入院患者の受け入れに向け、病床及び勤務体制を速やかに感染症対応体制へ移行できる</u>		

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
ように、効率的かつ効果的な人材の育成及び確保並びに人員体制の整備に努めること。		
	<p style="color: red;">(9) 予防医療の充実</p> <p style="color: red;">高齢化の進展や生活習慣病の増加を踏まえ、疾病等の早期発見のため、人間ドック、健康診断、各種検診等を積極的に実施し、予防医療を推進すること。</p> <p style="color: red;">あわせて、予防接種や、疾病の再発防止に向けた指導など、住民の健康寿命の延伸に寄与すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ちくせい総合健診センターを整備し、令和7年度から運用を開始した。</li> <li>○ 厚生労働省が示す「健康日本21」や「医療制度改革大綱」において、健康寿命の延伸や医療費の適正化の観点から、治療から予防を重視した保健医療体系への転換を図るものとしている。</li> </ul>
<b>2 医療提供体制の整備</b>	<b>2 医療提供体制の整備</b>	
<p>(1) <u>優秀な医療スタッフの確保</u></p> <p>特に医師確保に向けて関係機関等と連携して医師の招聘に努めるとともに、研修医・専攻医育成のための取組を充実させること。</p> <p>また、優秀な医師、薬剤師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。</p>	<p>(1) <u>医療提供体制の強化に向けた医療従事者の確保</u></p> <p>質の高い医療を提供するとともに、非稼働病床の稼働に向け、医師や看護師をはじめとした医療従事者を確保すること。</p> <p>また、地域の医療提供体制の維持及び強化に向け、研修医及び専攻医を積極的に受け入れ、育成に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2期にある、「優秀な医療スタッフ」であることについて、判断することが困難であるとともに、医師や看護師の確保は喫緊の課題であるため、「優秀な」という文言を削除する。</li> <li>○ 当該項目において、第2期にある「医療スタッフ」とは、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師など、国家資格や公的資格を有し、直接に医療に従事しているものであって、医療事務などの事務職員、清掃職員、給食の職員などを含めないものを指しているが、これについて、厚生労働省では「医療従事者」という表現を使用している。</li> <li>○ 厚生労働省は、病院が「研修医」や「専攻医」を受け入れることを、医師確保のための重要な施策と位置づけており、特に、医師少数区域においては、地域医療の維持及び強化、医師の偏在是正につながることが期待されている。</li> <li>○ 非稼働病床の稼働に向け、医療従事者の更なる確保が必要である。</li> </ul>
(2) <u>医療スタッフ</u> の専門性・医療技術の向上	(2) <u>医療従事者</u> の専門性・医療技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療従事者の専門性・医療技術の向上の重要性</li> </ul>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p><u>医師、薬剤師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療知識・技術を向上させるため、職責に応じた教育研修制度等を充実すること。</u></p> <p>また、専門資格の取得や研究等に対する支援制度の充実に努めること。</p>	<p><u>医療の高度化・複雑化に対応するため、医療従事者が知識や技術の専門性を高められるよう、専門領域や役職等に応じた教育研修制度を充実させること。</u></p> <p><u>あわせて、医療従事者が、より専門性を発揮できるよう、業務の見直しや役割分担を推進すること。</u></p> <p>また、専門資格の取得や研究等に対する支援制度の充実に努めること。</p>	<p><b>【背景】</b></p> <p>医療の高度化・複雑化の進展に伴い、医療従事者の負担が増大しているため、医療資源の最適配分や効率化が不可欠となっている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>医療従事者の専門性及び医療技術の向上を図ることで、質の高い医療提供体制の維持及び強化を目指す。</p> <p>○ 第2期にある「専門性や医療知識・技術を向上」、「職責に応じた」、「充実すること」などの表現を、厚生労働省が使用している表現に修正した。</p>
<p><b>(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践</b></p> <p><u>医療の高度化、複雑化に対応するため、診療科や職種を超えた連携を推進し、総合的な診療とチーム医療を提供すること。</u></p>	<p><b>(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践</b></p> <p><u>医療の質及び安全性の向上や、医療の高度化及び複雑化に伴う業務の増大に対応するため、多種多様な職種が目的や情報を共有し、業務を分担しながら連携及び補完し合うことで、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること。</u></p>	<p>○ チーム医療の重要性について</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>医療の高度化や複雑化により業務が増大し、医療現場の疲弊や、医療の質及び安全性への要請が高まっている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>多種多様な職種が、各々の高い専門性を前提に目的や情報を共有し、業務を分担しながら連携及び補完し合うことで、患者の状況に的確に対応した医療を提供する。</p>
	<p><b>(4) 医療DXの推進</b></p> <p><u>デジタル技術を活用し、医療情報の標準化及び情報共有基盤の構築を図ることで、より質の高い医療を効率的に提供すること。</u></p>	<p>○ 医療DXの重要性について</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>少子高齢化及び人口減少に伴う医療現場の慢性的な医師不足、医療コストの増大、地域間の医療格差の拡大など、構造的な課題への対応が求められている。</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
		<p>また、新型コロナウイルス感染症への対応などの経験から、迅速なデータ共有や遠隔診療の必要性が高まっている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーションを通じたサービスの効率化や質の向上により、(1) 国民の更なる健康増進、(2) 切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、(3) 医療機関等における業務の効率化、(4) システム人材等の有効活用、(5) 医療情報に関する二次利用の環境整備の実現を目指す。</p>
<b>3 患者・住民サービスの向上</b>	<b>3 患者・住民サービスの向上</b>	
<p><b>(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組</b></p> <p><u>職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者一人ひとりの個別性に配慮した対応・診療を行うことにより、患者満足度を向上させること。</u></p> <p>また、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。</p>	<p><b>(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組</b></p> <p><u>患者及び患者家族のニーズや満足度を定期的に把握することで、医療の質の改善にいかし、患者一人ひとりの個別性に配慮した対応や診療を行うこと。</u></p> <p>また、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。</p>	<p>○ 厚生労働省は、患者及び患者家族の満足度向上のため、意見箱の設置や患者アンケート調査の実施などを通して、ニーズや満足度を定期的に把握し、医療の質の改善にいかすことが重要であると指摘している。</p> <p>また、医療の質を評価するための重要なアウトカム指標として、「入院患者満足度」や「外来患者満足度」などの指標（共通QIセット）を策定し、これらを用いた現状把握と継続的な質の改善を求めている。</p>
<p><b>(2) 利便性及び快適性の向上</b></p> <p><u>患者や来院者が快適に過ごせるように院内環境の整備を図るとともに、高齢者や障害者も安心して医療を受けられる体制を整備すること。</u></p>		
<b>(3) 健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動</b>	<b>(2) 健康増進への取組</b>	<p>○ 第2期にある「筑波大学ヘルスサービス開発研究センター地域予防医学部門筑西市研究室」につ</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p><u>筑波大学ヘルスサービス開発研究センター地域予防医学部門</u></p> <p><u>筑西市研究室による研究成果や知見を活かした特色ある地域住民に対する健康の維持・増進や疾病の予防・治療等に関するセミナー及び講座等を開催し、啓発活動を積極的に行うことで、病院職員が地域住民や関係者と協働していくこと。</u></p> <p><u>また、病院外における活動についても、行政、医師会等関係機関、地域住民との協働を推進すること。</u></p> <p><u>あわせて、疾病予防や生活習慣病の早期発見を推進するため、保健福祉を担う自治体担当部局と連携を図り、積極的に予防医療の充実を図ること。</u></p>	<p><u>健康の維持及び増進、疾病の予防及び治療等に関するセミナーや講座等を通して、地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、地域住民や関係者との協働に努めること。</u></p> <p><u>あわせて、保健福祉を担う自治体担当部局と連携を図り、健康づくりの取組に協力すること。</u></p>	<p>いては、市の要請に基づき、筑波大学ヘルスサービス開発研究センターが、西部メディカルに研究室を設置し、(1) 生活習慣病の疫学と予防研究を推進し、(2) 地域の保健医療問題を俯瞰的に捉え全人的な視野を持って医療を実践する医師を育成し、(3) 西部メディカルの臨床・予防部門を支援することにより、市の医療環境の充実を図ることを目的としており、当該中期目標において、市が法人に対して指示するものとして位置づけるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体や民間の法人が主催する地域住民向けのセミナーや講座等への講師としての参加や、健康読本等の作成など、健康増進に関する啓発活動に協力すること。</li> </ul>
<p><b>(4) 病児保育への取組</b></p> <p>保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成など地域の子育ての環境整備の一環として病児保育のさらなる充実に取り組むこと。</p>	<p><b>(3) 病児保育への取組</b></p> <p>保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成など地域の子育ての環境整備の一環として病児保育のさらなる充実に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病児保育の重要性について           <p><b>【背景】</b></p> <p>共働き世帯やひとり親世帯の増加があり、子どもが急に病気になった際に家庭での保育が難しいケースが増えている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>子どもが病気で、自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等で病気の児童を一時的に保育することで、就労している保護者が安心して子育てと仕事を両立できるようにする。</p> </li> </ul>
<p><b>4 地域医療連携の強化</b></p> <p>(1) 地域医療機関、かかりつけ医との連携（2人主治医制）</p>	<p><b>4 地域医療連携の強化</b></p> <p>(1) <u>地域のかかりつけ医との連携による2人主治医制の推進</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2人主治医制の重要性について           <p><b>【背景】</b></p> </li> </ul>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p><u>地域の中核病院としての役割を果たすため、地域医療機関やさくらがわ地域医療センターとの機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。</u></p> <p><u>また、地域の医師会等と協力し、紹介された患者の受入れと紹介元医療機関等への逆紹介を推進し、紹介率及び逆紹介率の向上を図るとともに、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。</u></p>	<p><u>患者中心の切れ目ない医療を提供するとともに、医療現場の負担を軽減し、限りある医療資源を有効に活用するため、地域のかかりつけ医との役割分担及び連携強化を推進すること。</u></p>	<p>高齢化が急速に進み、複数の慢性疾患や障害を抱える高齢患者が増えている中、生活や在宅医療まで含めて継続的に支えるプライマリ・ケアを担当するかかりつけ医の不在が問題視されるとともに、病院の専門医が、かかりつけ医の機能も担うことで負担が増加し、急性期医療が必要な患者への対応が遅滞化するなどの懸念が生じている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>かかりつけ医と病院の専門医が、役割分担及び連携強化を図ることで、患者中心の切れ目ない医療提供体制の構築、医療現場の負担軽減、地域における医療資源の有効活用を目指す。</p>
<p><b>(2) 地域医療支援病院としての取組</b></p> <p><u>地域医療支援病院として、かかりつけ医との機能分担・連携を深め、紹介・逆紹介や医療機器の共同利用の推進、地域の医療従事者向けのセミナーやミーティングを開催など、地域の医療を支援し地域の医療機関との連携を強化すること。</u></p>	<p><b>(2) 地域医療支援病院としての取組</b></p> <p><u>かかりつけ医を支援する地域医療支援病院として、地域の医療機関との役割分担及び連携強化を図り、患者が身近な地域で医療を受けられるように、地域の医療提供体制の強化を推進すること。</u></p>	<p>○ 地域医療支援病院の重要性について</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、地域で必要な医療の確保や医療機関間の連携という課題に対応するため、かかりつけ医等を支援する医療機関として制度化された。（平成9年の第三次医療法改正による。）</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>地域医療の確保及び充実に向け、医療機関の機能分化及び連携推進を目的とする。</p> <p>○ 厚生労働省は、地域医療支援病院について、かかりつけ医を支援する医療機関であると位置づけ、地域の医療提供体制において中核的な役割を担うものとしている。</p>
<b>5 信頼性の確保</b>	<b>5 信頼性の確保</b>	
(1) 医療安全対策等の徹底	(1) 医療安全対策等の徹底	○ 医療安全対策の重要性について

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>住民及び患者に信頼される質の高い<u>医療</u>を提供するため、<u>院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に繋がるおそれのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組む等、医療安全対策を徹底すること。</u></p>	<p>住民及び患者に信頼される質の高い<u>安全な</u>医療を提供するため、<u>安全管理体制を強化するとともに、医療安全に関する基本方針等を内外に周知することで、医療安全文化を醸成し、医療現場に定着させること。</u></p>	<p><b>【背景】</b> 医療事故の多発に伴う社会的要請の高まりにより、医療現場に対する信頼確保が重要な課題となつた。</p> <p><b>【目的】</b> 医療の安全確保と質の向上、信頼の回復と維持、事故原因の究明と再発防止を主な目的とする。</p> <p><b>【具体策】</b> 厚生労働省は、医療機関に対し、医療安全管理のための指針の策定と周知、医療安全管理委員会の設置、職員研修、医療事故やヒヤリ・ハット事例の院内報告及び情報共有、医療安全の理念や方針等の明文化と公開などにより、質の高い安全な医療の提供を目指すよう要請している。</p>
<p><b>(2) 法令、行動規範、病院理念等の遵守</b> <u>医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することで適正な業務運営を行うこと。</u> <u>また、全ての職員に病院の理念や基本方針を周知し、徹底させるとともに、患者の個人情報保護及び情報公開の重要性を認識させ、その管理を徹底させること。</u></p>	<p><b>(2) 法令、行動規範、病院理念等の遵守</b> <u>関連法令、行動規範、病院理念等を遵守し、患者の権利と安全を最優先に考えた</u>適正な業務運営を行うこと。 <u>また、全ての職員が職業倫理とコンプライアンスを徹底し、地域社会から信頼される地方独立行政法人を目指すこと。</u></p>	<p>○ 法令、行動規範、病院理念等の遵守の重要性</p> <p><b>【背景】</b> 医療は人の生命及び健康に直接関わるため、法令違反や倫理に反した行為が重大な社会的影響や不利益をもたらす。よって、医療の質や安全性の確保が強く求められているとともに、医療現場の複雑化や高度化に伴い、様々な法令や規範の遵守がより重要となっている。</p> <p><b>【目的】</b> 医療機関が信頼を得るとともに、医療事故や不正の未然防止、適正な業務運営を実現することで、社会的責任を果たし、安心・安全な医療を継続的に提供できる体制づくりを目的とする。</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組</p> <p><u>地域住民や関係者が共に病院づくりに参加できるように積極的な施設の開放に努めるとともに茨城県西部メディカルセンターと地域住民が</u>医療に関する問題意識を共有し、お互い<u>が支え合う関係を構築</u>できるよう努めること。</p> <p>また、<u>茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所</u>、筑西市、さらには近隣市町村のホームページや広報紙等を活用し、情報の発信や共有を図ること。</p>	<p>(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組</p> <p><u>地域住民や関係者と共に「病院づくり」を行うことで、「地域医療づくり」、さらに「まちづくり」へと発展させるため、地域住民や関係者と</u>医療に関する問題意識を共有し、お互い<u>に支え合う関係を構築</u>すること。</p> <p>また、<u>法人</u>、筑西市、さらには近隣市町村のホームページや広報紙等を活用し、情報の発信や共有を図ること。</p>	<p>○ 「病院づくり」を「地域医療づくり」、さらには「まちづくり」と位置づけ、病院が単なる医療提供の場を超え、地域住民の交流、生活の質の向上、都市機能の強化など、まちづくりの中核としての機能に貢献することを目指す。</p>
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築	1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築	
<p>(1) 効率的な運営及び管理体制の確立</p> <p><u>医療環境の変化に的確に対応できるように、</u>全職員が目標を共有し、協力して達成できるよう効率的な<u>運営管理を実施</u>すること。</p> <p>また、<u>理事長を中心に、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告を踏まえ、各診療科等の経営分析や改善計画の策定、計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善の下での業務運営を実施</u>すること。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営の推進</p> <p><u>医療提供体制を取り巻く環境の変化に対応するため、</u>全職員が目標を共有し、協力して達成できるよう効率的な<u>業務運営を推進</u>すること。</p>	<p>○ 効率的な業務運営体制の重要性</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>公立病院は、地域医療の基幹的な役割を担っているが、多くの病院で経営状況の悪化や医師不足が深刻化し、医療提供体制の維持が厳しい状況にある。</p> <p>また、人口減少や高齢化の進行により、地域ごとに医療需要が大きく変化している。</p> <p>こうした中で、持続可能な医療提供体制の維持が困難となる病院も多く、経営効率化や再編・ネットワーク化、経営形態の見直しが求められている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>総務省は、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医療資源（医師・看護師等）を地域全体で最大限効率的に活用することを最も重要なこととしている。</p> <p>予算・定員・給与制度などの裁量を広げ、より</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
		<p>自律的・弾力的な経営を可能にし、権限と責任の明確化を図ることが期待され、経営体制の整備によって、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築し、経営基盤を安定化させることが求められる。</p> <p>○ 厚生労働省や総務省は、「医療環境」という表現を使用しておらず、「医療提供体制を取り巻く環境」や「医療需要の変化」などの表現を使用している。</p>
	<p><b>(2) 目標管理の徹底</b></p> <p><u>医療機能や経営基盤の強化に向けて、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を定期的に検証することで、効率的かつ持続可能な運営を推進すること。</u></p> <p><u>また、経営の効率化と透明性を高めるとともに、関係者に対して説明責任を果たし、信頼性の高い病院運営を実現すること。</u></p>	<p>○ 目標管理の重要性（総務省による公立病院経営強化ガイドライン関係）</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>公立病院は経営状況が厳しく、慢性的な赤字や医療従事者の確保が困難であるといった経営課題を抱えている。一方で、地域の医療提供体制の維持及び強化が求められ、公立病院が地域に必要な医療機能を十分に発揮し、効率的かつ持続可能な経営を実現することが求められている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>具体的な数値目標や指標を設定し、経営状況や医療機能の成果を「見える化」することで、経営の効率化と透明性を高めるとともに、関係者に対して説明責任を果たし、信頼性の高い病院運営を実現する。</p> <p>また、目標の達成状況を定期的に評価・検証し、その結果をもとに事業運営や組織体制を見直し、さらなる改善につなげる。</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
		<p>さらに、公立病院が地域医療の中核として、必要な医療提供体制を安定的に維持し、強化することが求められる。</p>
	<p><b>(3) 内部統制の強化</b></p> <p><u>医療事故や不正などのリスクについて、事前に識別及び評価を行い、適切な対応体制を構築することで、住民の信頼を高め、業務の有効性及び効率性を向上させること。</u></p>	<p>○ 内部統制の重要性</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>医療機関では、業務の複雑化や多様化など、医療現場特有のリスクが増大する中、医療事故、不正、人的ミス等のリスクが存在し、住民福祉の向上や経営の健全化が強く求められている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行、(2) 財務報告等の信頼性の確保、(3) 法令遵守、(4) 資産の保全という4つの目的を達成し、これらに関するリスクを一定水準以下に抑えることで、住民福祉の向上や、経営の有効性・効率性の実現を図る。</p>
<p><b>(2) 事務職員の職務能力の向上</b></p> <p><u>診療報酬改定等の医療環境の変化や患者動向等について迅速かつ的確に把握・分析し、</u></p> <p><u>効果的な経営戦略について企画・立案を行い、専門的知識・経験を有する者を地方独立行政法人職員として計画的に採用するとともに、育成に取組むこと。</u></p>	<p><b>(4) 事務職員の職務能力の向上</b></p> <p><u>疾病構造や医療需要の変化、地域医療連携の進展など、多様な医療及び経営課題に対して、柔軟に対応できる人材を育成し、効果的な経営戦略について企画・立案を行い、業務の効率化や経営の質の向上を図ること。</u></p>	<p>○ 事務職員の職務能力の向上の重要性</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>疾病構造や医療ニーズの変化、医療の高度化・複雑化、地域医療連携の進展、医療機関の経営の厳しさなど、医療を取り巻く環境が変化している中、事務職員にも多様で高度な業務遂行能力が求められている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>事務職員の能力向上により、医療機関全体の組織マネジメント力を高め、業務の効率化や経営の質の向上、患者サービスの質的向上を図る。</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
		また、多様な医療課題や経営課題に柔軟に対応できる人材を育成し、地域医療の持続的な確保や病院の経営基盤強化につなげる。
<b>2 勤務する職員に魅力ある病院づくり</b> <p>(1) <u>意欲を引き出す人事給与制度の整備</u>  <u>職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を運用すること。</u></p>	<b>2 勤務する職員に魅力ある病院づくり</b> <p>(1) <u>意欲を引き出す人事評価制度の運用</u>  <u>職員一人一人の能力や成果を公正かつ正当に評価し、職員の意欲を引き出し、ワークエンゲージメントを高め、人材の育成や定着を図ること。</u></p>	<input type="radio"/> 人事評価制度の重要性 <b>【背景】</b> 医療現場では、慢性的な人材不足や厳しい労働環境、多職種が在籍する複雑な組織構造などの問題があり、職員の確保及び定着やモチベーション維持が大きな課題となっている。医療の質向上や経営の安定化のためには、職員一人一人の能力や成果を適切に評価し、処遇や育成に反映させる仕組みが必要とされている。 <b>【目的】</b> 病院の経営方針や理念と職員の行動を一致させ、組織全体のパフォーマンスやサービスの質を向上させる。 職員の能力や成果を公正かつ正当に評価し、昇給・昇格・人員配置などの人事管理に活用することで、職員のモチベーションやワークエンゲージメントを高め、人材の育成や定着を図る。
<b>(2) 職員満足度の向上</b> <p><u>職員の意見が反映される仕組みを構築する等、法人で働く全ての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。</u>  <u>また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。</u></p>	<b>(2) 職員満足度の向上</b> <p><u>職員の満足度や職場環境に対する評価を把握し、職員が意欲や能力を十分に発揮できる職場づくりを推進することで、満足度の向上に努めること。</u></p>	<input type="radio"/> 職員満足度の重要性 <b>【背景】</b> 医療現場では、職員数不足による業務負担の増加や長時間労働、有給休暇の取得困難などが続いている、職員満足度が低下しやすい状況が生じている。

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
		<p>また、優秀な人材の確保・定着や医療の質の向上、スタッフのモチベーション維持が、病院経営や医療サービスの質に直結する課題となっている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>職員満足度を高めることで、離職防止や人材確保を促進し、組織の活性化や持続的な医療提供体制の維持を目指すとともに、職員が意欲や能力を十分に発揮できる環境を整備し、医療の質や患者サービスの向上につなげる。</p>
<p><b>(3) 働き方改革への取組</b></p> <p><u>これまでの仕事の進め方や働き方を見直し、生産性の向上を図りながら「働きやすい職場環境の実現」を目指すため、業務の効率化やタスク・シフト／シェア等による所定外労働時間の削減、休暇取得の促進に取り組むこと。</u></p> <p>また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実等、育児と仕事の両立を支援し、安心して働く環境を整備すること。</p>	<p><b>(3) 職員が健康で安心して働ける勤務環境の整備</b></p> <p><u>職員が心身ともに健康を保ちながら安心して働き続けられる環境を整備し、離職防止を図ることで、質の高い持続可能な医療提供体制を維持すること。</u></p> <p>また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実等、育児と仕事の両立を支援し、安心して働く環境を整備すること。</p>	<p>○ 健康で安心して働く勤務環境の重要性</p> <p><b>【背景】</b></p> <p>医師などの医療従事者は、長時間労働や当直、夜間・交代制勤務など厳しい勤務環境に置かれており、健康で安心して働く環境の整備が課題とされる。</p> <p>また、医療現場では、生産年齢人口の減少や高齢化、医療需要の多様化などにより、今後さらに過酷な労働環境が予想される。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>医療従事者が、心身ともに健康を保ちながら働き続けられる環境を整備し、患者に安全性の高い医療を提供する。</p> <p>また、医療従事者の離職防止や医療安全の確保、質の高い医療サービスの持続的な提供を図る。</p>
第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 経営基盤の構築	1 経営基盤の構築	

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>地方独立行政法人制度の特長を活かした柔軟で迅速な意思決定等により、自主性を発揮した経営が可能となることから自立した経営基盤の構築に努めること。</p> <p>また、市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを十分に認識し、更なる経営の健全化を図ること。</p>	<p>地方独立行政法人制度の特長を活かした柔軟かつ迅速な意思決定や効率的な運営を行うとともに、収益基盤や収益構造を分析することでの的確な経営判断を行い、経営基盤を構築すること。</p> <p>あわせて、経営指標に基づく数値目標の設定、経営状況の見える化、積極的な情報開示などを推進するとともに、職員の経営への参画意識を高めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営基盤の構築の重要性（総務省による公立病院経営強化ガイドライン関係）           <p><b>【背景】</b></p> <p>医師や看護師等の不足や、人口減少及び少子高齢化の進行により、医療需要が大きく変化する中、医療人材の確保が進まず、持続可能な経営を確保できない病院が多くなっている。</p> <p><b>【目的】</b></p> <p>持続可能な地域の医療提供体制を確保し、地域の実情に応じた医療機能の最適化と連携強化を図る。</p> </li> <li>○ 厚生労働省は、病院に対し、集患力が重要とした上で、収益構造の分析、経営の効率化・透明化、医療資源の確保、職員の経営意識向上、施設・設備の最適化など、総合的な経営基盤の構築を求めている。</li> <li>○ 第2期にある「地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例」とは、独立採算制の特例のことであり、地方独立行政法人法第85条第1項に基づく経費については、設立団体が負担することとされ、必ずしも完全な独立採算性が求められているわけではないということであるため、この法の趣旨を踏まえ、第2期の「また、」以下を削除した。</li> </ul>
2 収益の確保と費用の節減	2 収益の確保と費用の節減	
<p>診療報酬改定等の制度改正への迅速な対応や適正な人員配置等により、確実に収益を確保するとともに、</p>	<p>地域の医療需要に応じた体制を確保し、適正な病床管理による病床利用率の向上、患者数の確保、紹介患者数の増加等により安定した収益を確保すること。さらに、診療報酬改定等の制度改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収益の確保（総務省による公立病院経営強化ガイドライン関係）           <p><b>【要請】</b></p> </li> </ul>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
<p>診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の管理及び早期回収に努めること。</p> <p>また、医薬品、診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直し等、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減や改善に努めること。</p>	<p><u>への迅速な対応、</u>診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の管理及び早期回収に努めること。</p> <p>また、医薬品、診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直し等、事業運営に係るあらゆる支出を点検するとともに、適切な人員配置や業務の効率化により、費用の節減を図ること。</p>	<p>一般会計からの繰出し後に「経常黒字化（経常収支比率100%以上）」を目標とし、これを早期に達成・維持することを求めている。赤字が続く場合は、その原因分析とともに、経営強化プランで黒字化を目指す時期や道筋を明確にする必要がある。</p> <p>また、収益確保のためには、病床利用率や患者一人当たり診療収入などの指標を活用して、具体的な数値目標を設定し、経営状況を定期的に見直し、必要な改善策を講じることが重要とされる。</p> <p>○ 費用の節減（総務省による公立病院経営強化ガイドライン関係）</p> <p>【要請】</p> <p>人件費関連経費の抑制や業務の効率化による人件費削減を推進するとともに、病床の適正配置や業務プロセスの見直し、ＩＣＴ機器の導入などによる業務の効率化を図り、費用を節減することとしている。</p>
3 計画的な投資と財源確保	3 計画的な投資と財源確保	<p>○ 計画的な投資と財源確保の重要性</p> <p>【背景】</p> <p>病院事業は人口減少や医療需要の変化、医療費増大、設備の老朽化などにより、厳しい経営環境に直面している。地域医療を維持するために、多額の設備投資や医療機器の更新が必要であるが、資金不足や累積債務が課題となっている。</p> <p>【目的】</p>

## 地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）検討表

第2期中期目標	第3期中期目標（案）	変更等の理由・留意事項
		地域の医療提供体制の持続的な確保と、安定した病院経営を実現するため、将来を見据えた中長期的な視点で投資計画と財源計画を策定する。 経営改善の実効性を高め、資金繰りの安定や債務の適正管理を図る。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 環境問題への取組	1 環境問題への取組	
法人は、医療機関特有の環境負荷を認識し、地球環境に配慮した <u>病院及び診療所</u> 経営を主体的に行うとともに、筑西市が目指す温室効果ガスの排出抑制等による二酸化炭素排出実質ゼロへの取組みに協力すること。	法人は、医療機関特有の環境負荷を認識し、地球環境に配慮した_____経営を主体的に行うとともに、筑西市が目指す温室効果ガスの排出抑制等による二酸化炭素排出実質ゼロへの取組みに協力すること。	<p>○ 環境問題への取組の重要性</p> <p>【背景】</p> <p>病院は24時間体制で医療サービスを提供し、エネルギー消費が多い業種であるため、規模に応じた地球温暖化対策が求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>厚生労働省は、病院固有の医療安全機能の確保や、患者のための療養環境の充実を図りつつ、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出削減など、具体的な数値目標を設定して省エネ対策を推進し、日常的な環境負荷の低減に向けた、病院の自主的な取組を促進することとしている。</p> <p>○ 筑西市は、第2次筑西市環境基本計画において、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティの実現」を目標に掲げている。</p>